

アメリカにおける同性カップルと生殖補助医療によって生まれた子との親子関係 (東洋大学法学部創設50周年記念号 第50巻第1・2合併号)

著者名(日)	中村 恵
雑誌名	東洋法学
巻	50
号	1・2
ページ	67-80
発行年	2007-03-10
URL	http://id.nii.ac.jp/1060/00000608/

アメリカにおける同性カップルと生殖補助医療によって生まれた子との親子関係

中 村 恵

一 はじめに

子に恵まれない夫婦が人工授精や体外受精という生殖補助技術によって子を授かるというのは、日本においても珍しいことではなくなった。その利用の広がりによって、誰がそうして生まれた子の親であるかをめぐり法的問題が生じているのも周知のとおりである。^① こうした問題に対応するような法律が存在しない日本においては、実際の訴訟の場面では現行法を解釈するしかなく、法務省や厚生労働省の各審議会が議論の末、提示した最終報告書に見られるような内容の迅速な立法を期待するしかない。^②

アメリカでは、こうした問題に対しては、各州に立法権限が委ねられているため、州ごとに立法化が進められ、あるいは判例法が形成されることによって、法的問題が処理されてきている。^③ 日本では日本産科婦人科学会会告上、生殖補助技術を利用できるのは婚姻夫婦に限られているが、^④ アメリカにおいては、男女の非婚カップルや独

身者による利用も多く、さらには、同性カップルによる利用もある。同性カップルが家族計画をたてることも増え、二〇〇〇年の統計によると、レズビアン・カップルの三組に一組、ゲイ・カップルの五組に一組が子を養育しており、全州にある郡の九六%でそうした家族が住んでいるという。⁽⁵⁾ 本稿ではこのような同性カップルが生殖補助医療によって子をもうけた場合の親子関係に焦点をあてる。

通常、婚姻（異性）カップルが生殖補助技術を用い、子をもうける場合、たとえ一方配偶者が当該子と血縁がないとしても、両配偶者は後述のとおり当該子の法的親として扱われる。これに対し、最近に至るまで、同性カップルがこうした技術により子をもうけた場合、産みの親ではない、あるいは血縁のない親によって養子縁組の手続きが遂行されるまでは、パートナーの一方のみが当該子の法的親と見なされてきた。しかし、ここ十年ほどの間に、コモン・ロー上の法理やエクイティ上の原則を用いて、子の親として機能した者に監護権や訪問権を得る資格を付与するという州が増えてきており、また、最近の判例の中には、養子縁組を経なくても、生殖補助技術によって生まれた子は、それを計画した同性カップル双方の法律上の子であるという判断を示すものもできている。日本に比べ同性カップルの現象が先をゆくアメリカにおいてさえも、その存在は依然マイノリティである。ただ、同性カップルが形成しようとする親子ないし家族というものをめぐる問題については、従来の親子法の法理が試されており、法的親子関係を考察する上で参考になる点が多いように思われる。そこで、アメリカにおけるこうした問題に関する最近の判例や州法の動きを以下で紹介する。

二 生殖補助技術によって同性カップルに生まれた子の親子関係

(1) 婚姻（異性）カップルの場合

同性カップルが生殖補助技術によって子をもうけた場合、その親子関係がどのように扱われているかを知るには、まず婚姻（異性）カップルがその技術を用いて子をもうけた場合の扱いについて見る必要がある。

現在、多くの州で、判例法ないし制定法により、生殖補助医療を用いて婚姻カップルに生まれた子は、両配偶者の法律上の子としてみなされるという推定がはたらく。さらに、人工授精により生まれた子の法的親子関係に焦点をあてた全ての制定法は、妻の人工授精に同意した夫が子の法律上の父であると規定されている。おおよそ一九の州が採択している一九七三年の統一親子関係法 (the Uniform Parentage Act (1973) = UPA73) では、第五条 a 項において、夫の同意を得て、医師の監督のもとに第三者から精子の提供を受けて妻が妊娠・出産した子は法律上夫婦間に生まれた子と同様に扱われる旨が規定されている。⁽⁶⁾ さらに、技術援助によって懐胎した子の地位に関する統一法 (the Uniform Status of Children of Conception Act = USCACA) ⁽⁷⁾ においては、第三条が援助された妊娠で子を生む女性の夫は子の父であると規定している。人工授精の利用に関する制定法を採択していない州においては、判例法が形成されている。これら制定法と判例法の内容的傾向をまとめると、男性がその妻の授精に同意を与えている場合、たとえ生まれた子との間に血縁がなくても、当該子の法律上の親としての義務があると判断されている。⁽⁸⁾

(2) 同性カップルの場合

① 従来の法的対応—Legal Stranger

レズビアン・カップルが生殖補助技術を用い、子をもうけた場合、具体的にはそのカップルの一方が第三者による提供精子を使い人工授精によって子を生んだ場合、かつて判例は、その生んだ女性だけを子の法律上の母としていた。例えば、既に二人の子を人工授精によりもうけ、ともに育てていたレズビアン・カップルが、関係解消後、当該子の監護紛争に至ったケースである *Nancy S. v. Michael G.*⁽⁹⁾ がある。カリフォルニア州控訴裁判所は、産みの親ではない Michael は当該子らの legal stranger であり、監護権あるいは訪問権を求める権利はないと判示している。その後、同様の結論が他の多くの州で繰り返し返されている。⁽¹⁰⁾ 法的に保護される親子関係が欠如すると、例えば、法的な関係が認められない方からの社会保障費や相続権などを享受できず、子にとっては重大な結果を招きうる。さらに、単独の法的親が死亡したり、無能力者になった場合には、その法的親とされないパートナーの一方から子は取り上げられ、州の後見のもとにおかれるか、密接な関係を有さない親族とともに暮らすこととなってしまふ。⁽¹¹⁾

② 養子縁組—Second-Parent Adoptions

この二〇年くらいの間に、second-parent adoptions が認められるようになってきており、これは同性カップルにとっては子の保護のための方法として重要性を有する。second-parent adoptions とは、第一の親の法的権利に影響を与えずに第二の親になることを認めるものであり、典型例としては、血縁を理由に法的な親である者がい

る場合、そのパートナーがその者の法的権利を終了させずに養子縁組を認めるよう裁判所に養子収養の訴えを起こすというものである⁽¹³⁾。しかし、同性カップルがこの方法を利用できる州は限られており、子の出生時から親子関係の確定がなされるわけではないため、子の保護としては不十分となる。

③ 親に準ずる者—in loco parentis

コモン・ローあるいはエクイティ上の準則により、同性カップルに生まれた子に対する一定レベルの保護がなされている。In re H.S.H.K.⁽¹³⁾は、レスビアン・カップルが互いに協力しながら子を養育していたが、子が五歳になった頃、産みの母が子を連れて家を出、産みの母ではない方のパートナー(Holtzman)に対し子との接触をさせなくなったため、裁判所に訪問権を求めて争ったケースである。ウイスコンシン州最高裁は、法律上の親ではなく Holtzman は当該子と親のような(parent-like)関係を形成したと判示し、訪問権を付与した。同裁判所は、子との parent-like relationship の存在を示すためには、四つの要素を証明しなければならないとしている。すなわち、①生物学上の親あるいは養親が申立人の子とのそのような関係の形成と確立に対し同意し促進したこと、②同じ家庭で申立人と子が住んだこと、③申立人が子のケア、教育、発達のための重要な義務を引き受けること、④同じ家庭で申立人と子が住んだこと、⑤申立人が子との結びつきを確立するのに十分長い期間にわたり親としての役割を果たしていたこと、である。この判決以降、他の州においても、同様の結論が出されるに至っている。これらの判例は、新しい理論を採用したというよりも、in loco parentis の法理を使っている。例えば、T.B. v. L.R.M.⁽¹⁴⁾において、ペンシルバニア州最高裁は同法理を生物学上の親ではないが、子とともに暮らし、ケアや愛情を

与えた者との子の強い心理的きずなを保護するために発展し確立した法理であると説明している。

(1)で見たように、州の大半は、生殖補助技術によって婚姻カップルに生まれた子の法的親子関係について焦点をあてている。これらの州法や判例が夫と妻ということばを用いている一方で、判断の実質的な基礎となっているのは婚姻と結びついているのではなく、意図的に生殖補助技術を用いて子を世に送り出した者はその子に対し義務があるところにある。⁽¹⁵⁾これに対し、生殖補助技術によって同性カップルに生まれた子は、当初は、血縁を有さないパートナーとは、何ら法的関係をもてなかったが、その後、養子縁組を経ることによって、あるいは、実体的な親子としての関係性を根拠に、血縁のないパートナーも、当該子と法的に関わることが認められるようになってきている。

三 最近の動向

(1) 同性カップルに関する立法⁽¹⁶⁾

近年、同性婚を認容すべきかが判例上争われているが、ヴァーモント州最高裁の *Baker v. State of Vermont* 事件判決後に成立した *civil union law*⁽¹⁷⁾、カリフォルニア州の *domestic partnership law*⁽¹⁸⁾、同性カップルに婚姻カップルと同等の利益および保護を付与する制度を定めたものであり、したがって、そのような制定法上の関係にたつ両当事者のいずれか一方の子に関して、どちらも親としての権利義務が制定法上、付与されている。

(2) 親子関係確定法理の適用

ジェンダーの中立がすすむ現状のもとで、婚姻を基礎とした父性推定が同性カップルにも適用されるなど、最近の判例において、州の paternity law を性中立的に適用すべきか否かが争われている。以下で判例を紹介する。

① *Elisa B. v. Superior Court*⁽⁶¹⁾ 事件判決

本件は、郡地方検事が、同性関係の前パートナーが二歳の双子の親であることを確定し、同人に対し子の扶養料支払いを命ずるよう訴状を提起したのが事の発端である。当該双子の産みの母は人工授精により妊娠した。事実審は、当該産みの母は当該子らを育て扶養するという前パートナーの約束を信賴したので、前パートナーが equitable estoppel の法理のもと、子を扶養する責任があると判示した。そこで、前パートナーは執行令状請求の訴えを起し、控訴裁判所は、前パートナーは UPA 上当該双子の親ではないことを理由に、上訴裁判所に対し当該命令を取消し、控訴裁判所は、当該訴訟を棄却するよう指示した。これに対し、最高裁判所は控訴裁判所の判決を破棄した。同裁判所は、匿名のドナーを用いたレズビアン・パートナーの人工授精を支持して子を育てることに對し同意をし、彼女の家にその双子を受け入れ彼女自身の子として扱う女性は、UPA 上、子らの親であり、子らを扶養する責任があると判示した。家庭に子を受け入れ、実子として子を公にしている場合、父として推定されると規定する家族法七六一一条 d 項に従い、前パートナーは当該双子の推定される母であった。これは、前パートナーが当該双子の生物学上の親ではないという証拠を伴ったと推定される親の推定を覆すための適切な訴訟で

はなかった。前パートナーは積極的に生まれる子が産みの母と共同の親としての前パートナーによって育てられるということを理解して、産みの母の人工授精に同意し関わり、彼らは実際相当な期間、共同の親として行動した。子らが生まれるよう手助けし、彼女自身の子として子らを育てたので、前パートナーは単に産みの母との関係が解消されたことを理由に当該双子を棄てることは許されなかったのである。

② K.M. v. E.G.事件判決²⁰⁾

カリフォルニア州最高裁はElisa B.事件判決と同日に、同性カップルの事件をほかに二つ(②③)判示している。そのうちの一つである本件は、ovum sharing、すなわち、レズビアン・パートナーの一方が卵子を他方に提供しそれによって子を生んだケースである。その卵子提供者が元パートナーに対し、五歳になる双子との親子関係の確立を求めたものである。同裁判所は、卵子提供者は血縁に基づき子の親であるが、本件は、両当事者が共同の家で養育する子をつくるために卵子が提供されたのであるから純粹な卵子提供の事例ではなく、妻ではない女性に授精するために精子を医師に提供した男性は父ではないという精子提供者の権利義務排除規定は適用されない。また、分娩の事実も母子関係の証明を構成する。したがって両当事者が当該子らの母であると判示した。

一・二審では、卵子を提供した者は、精子提供者と立場は同じであると解釈されていたが、最高裁では、養育の意思と血縁を理由として、子の母として認容している。

③ Kristine H. v. Lisa R.事件判決²¹⁾

本件は、パートナーが人工授精による妊娠中に作成した宣誓供述書に基づき、生まれる子が両当事者の子であ

るといふ判決を得ていたが、関係解消後にその判決の無効を求めて争ったケースである。控訴裁判所は、前記家族法七六二条d項を性中立的に適用することによって、子を妊娠・出産していない元パートナーが、推定される親として確立されうると判示していた。これに対し、同州最高裁は、その判決の有効性を争うことは禁反言により許されないと判示している。

(3) UPAの改定およびアメリカ法律協会の提案

以上のように、子の親になる意図で生殖補助技術により子をもうけることに同意する者が、婚姻的地位にかかわらず、法的親として責任があると判示される傾向にあるが、これらの判例は二〇〇二年に改訂されたUPAとアメリカ法律協会の Principles of Family Law Dissolution に沿うものとなっている。

① UPA二〇〇二

一九七三年にUPAがはじめて採択されたときはまだ援助された生殖によって生まれた子の親子関係をいかに定義するかは比較的新しいことであった。この問題を包括的に扱うというよりむしろ起草者が記しているように、少なくともよく起こるひとつの状況を焦点にあてていた。もともと的人工授精に関する規定は婚姻カップルに限定されていたが、二〇〇二年にUPAは改訂され、その制限は取り外された。七〇三条は、七〇四条に規定されている女性によって彼女の子の親になる意思を有して援助された生殖のために精子を提供しあるいは同意を与える男性は結果として生まれた子の親であると規定している。⁽²²⁾ 同条のコメントを見ると、同法案全体を通して

示された補助生殖の婚姻子と同様に非婚姻子の最善の利益のためになるよう修正されたとなっている。過去一〇年の間にアメリカにおいてARTの利用が劇的に増加したことで、現代科学の結果として生まれた子すべての親子関係を明らかにすることが極めて重要になったということである。

② Principles of Family Law Dissolution

同様に、アメリカ法律協会の原則は、*estoppel*による親を認めている。それは、生物学上の親でも養親でもなくとも、法的親のすべての権利義務をともなった者とされる。子の誕生以来ずっと子とともに暮らし、親としての完全な義務を受け入れ、完全な親の権利義務をそれぞれもちながら一緒に子を育てる事前の共同親契約を子の法的親と結び、親として個人を認容することが子の最善の利益になると裁判所が判示する場合には、である。²³これらの要件をみたせば、他の親と軸足を同じくして、監護権あるいは訪問権を求める訴訟の原告適格も含め、法的親の一切の権利義務をもつことになる。

四 おわりに

嫡出推定やそれに関連する婚姻を基礎とする父性推定は、非嫡出子の平等保護がすすむにつれ、制定法や判例において婚姻という文言が徐々に取り外され、また同性カップルの出現により、婚姻の意味内容自体も影響を受けながらも、一定の目的を維持しつつ、レズビアン・カップルの親子関係にまで適用が拡大されてきている。しかし、この適用は、同じ同性カップルであるゲイ・カップルまでは現在のところ広がってはいない。ゲイ・カッ

ブルが生殖補助技術を用い、子をもうけるには、代理母を依頼しなければならない。出産した女性を無視するわけにはいかず、ゲイ・カップルだけが法的親とするのは難しいであろう。血縁だけで親子関係を決めるのであれば、わざわざ推定規定を適用する必要もない。父性推定の目的は子の法的地位の早期安定、伝統的婚姻の尊重などいろいろありうるが、婚姻のゆらぎにより、その目的が変化してきているようにもみえる。子を養育する意思に法的親子関係の基準を見出す場合もあれば、子の親としての機能面を重視する立場もある。それを心理学的親といったり、事実上の親といったり、表現はさまざまである。ただ、これらの概念は法的親と同一のものではない。類似するがその一部分を分けるような形である。これに通ずる考え方として、複数の親を認めるべきとの主張もあるが、これも法的親と同一ではない。伝統的には法的親というのは父と母という二人で構成されるが、レズビアン・カップルの場合には、先に示したように、カリフォルニア州において、二人の母だけが子の法的親とされるようになった。親子関係における性の中立化はどこまですすんでいくのであろうか。今後の動向に注目していかなければならない。

【注】

(1) 日本においても、近年、生殖補助医療をめぐる訴訟が相次いで公表されている。非配偶者間人工授精に関するものとしては、①新潟家審平一〇・三・三〇家月五一巻三号一七九頁(一審) 東京高決平一〇・九・一六家月五一巻三号一六五頁(二審)と②大阪地判平一〇・一二・一八家月五一巻九号七一頁があり、夫ないし内縁の夫死亡後の人工

授精（体外受精）に関するものとして、①「婚姻夫婦」松山地判平一五・一一・一二家月五六卷七号一四〇頁（一審）、高松高判平二六・七・二六家月五六卷一一号四一頁（二審）、最判平一八・九・四家月五八卷二号四四頁、②「内縁」東京地判平一七・九・二九家月五八卷五号一〇四頁、東京高判平一八・二・一家月五八卷八号七四頁（二審）がある。また、海外で代理出産によって生まれた子の帰国後に提出した嫡出子出生届の受理をめぐる訴訟も起きており、①大阪高決平一七・五・二〇判時一九一九号一〇七頁（アメリカ人女性の卵子を用いた代理出産）、②東京高決平一八・九・二九（日本人夫婦の受精卵を用いた代理出産）がある。

- (2) 二〇〇三年四月に厚生労働省厚生科学審議会生殖補助医療部会は「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」を公表し、同年七月に法務省法制審議会生殖補助医療関連親子法制部会が「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する要綱中間試案」を公表し、立法の方向性が打ち出されているが、いまだ国会に法案は提出されていない。

- (3) アメリカにおける生殖補助医療と親子関係に関する法的状況については、拙稿「人工生殖と親子関係」(一)・(二)・(完)——アメリカ法を中心として——上智法学論集四一巻三号一〇七―一四六頁（一九九八年）、同巻四号二六五―二九九頁（一九九八年）を参照されたい。

- (4) 日本産科婦人科学会は、昭和五八年一〇月に「体外受精・胚移植」に関する見解」をはじめとして、昭和六一年三月に「体外受精・胚移植の臨床実施」の「登録報告制」について、昭和六三年四月に「ヒト胚および卵の凍結保存と移植に関する見解」、平成四年一月に「顕微授精法の臨床実施に関する見解」、平成六年八月に「XY精子選別におけるパーコール使用の安全性に関する見解」、平成九年五月に「非配偶者間人工授精と精子提供」に関する見解」という会告を発表し学会会員がこれら見解を遵守するように求めている。これらの会告上、生殖補助医療を利用できるのは、他の方法では子を得ることのできない婚姻夫婦に限定されている。なお、同学会は平成一八年四月にこれらの会告を改定している。

- (5) The Cost of Marriage Inequality to Children and Their Same-Sex Parents, A Human Rights Campaign Foundation Report 3 (April 13, 2004 (<http://www.hrc.org/Content/ContentGroups/Publications/>

kids_doc_final.pdf.)

- (9) UNF. PARENTAGE ACT §5, 9B U.L.A. 316 (1987).
- (7) UNF. STATUS OF CHILD. OF ASSISTED CONCEPTION ACT, 9B U.L.A. 195 (Supp. 1997).
- (8) *See, e.g.*, *People v. Sorensen*, 437 P.2d 495 (Cal. 1968).
- (6) 279 Cal.Rptr. 212 (Ct. App. 1991).
- (10) *See, e.g.*, *Alison d. v. Virginia M.*, 572 N.E.2d 27 (N.Y. 1991) ; *In re Thompson*, 11 S.W.3d 913 (Tenn. Ct. App. 1999) ; *In re C.B.L.*, 723 N.E.2d 316 (Ill.App. 1999) ; *Kazmierczak v. Query*, 736 So.2d 106 (Fla. Dist. Ct. App. 1999).
- (11) *See, e.g.*, *McGuiffin v. Overton*, 542 N.W.2d 288 (Mich. Ct. App. 1995)
- (12) *See, e.g.*, Schacter, *Constructing Families in a Democracy: Courts, Legislatures and Second-Parent Adoptions*, 75 Chi. Kent L. Rev. 933 (2000).
- (13) 533 N.W.2d 419 (Wis. 1995).
- (14) 786 A.2d 913 (Pa. 2001).
- (15) *Supra* note 8.
- (16) アメリカの同性カップルの法的保護に関する判例および立法の動向については、鈴木伸智「同性のカップルに対する法的保護—From Baker to Baker—」*青山法学論集*四二巻四号五九頁(二〇〇一)、同「アメリカ合衆国における同性婚をめぐる近年の動向」*家族と社会と法*二二号一七二頁(二〇〇五)を参照。
- (17) VT. STAT. ANN. TIT. 15 §1204(F) (2005).
- (18) CAL. FAM. CODE §297.5(d) (West 2004).
- (19) 117 P.3d 660 ; 33 Cal. Rptr. 3d 46 (2005).
- (20) 117 P.3d 673 ; 33 Cal. Rptr. 3d 61 (2005).
- (21) 117 P.3d 690 ; 33 Cal. Rptr. 3d 81 (2005).

アメリカにおける同性カップルと生殖補助医療によって生まれた子との親子関係

八〇

- (22) UNIF. PARENTAGE ACT §703, 9B U.L.A. 45 (Supp. 2001).
- (23) THE AMERICAN LAW INSTITUTE, PRINCIPLES OF THE LAW OF FAMILY DISSOLUTION: ANALYSIS AND RECOMMENDATIONS 107 (Lexis Nexis 2000).